



野焼き・ごみ焼きはダメ 違法行為となり罰則があります！

～罰則は以下のとおりです！～

- ① 5年以下の懲役
- ② 1000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）
- ③ ①と②の併科（両方）

（廃棄物の焼却未遂でも罰則の対象となることがあります。）

厚沢部町では野焼きによる野火火災が増加しています。野焼き・ごみ焼きは量に関わらず法律

違反になります。また大切な財産を失い、さらには関係のない方をも巻き込む大火災に繋がりが

ねません。絶対に行わないで下さい。厚沢部消防署が野焼きの情報を知り得た場合は警察に情

報提供をしています。

～よくある質問～

Q. 家庭のごみをドラム缶などで燃やすのはダメですか？

A. 罰則の対象となります。適正に処理して下さい。

Q. 庭の枯れた花や木の枝を燃やすのは野焼きになりますか？

A. 野焼きとなり、こちらも罰則の対象となります。

Q. 少しの量でもダメですか？

A. 量に関わらず行ってはいけません。



お正月のどんと焼きなどの宗教上必要な焼却や、農業や漁業等を営むために必要な焼却は、一部例外的に認められているものがあります。それらの焼却を行う際は消防署にお越しいただいて、「火災とまぎらわしい煙または火災を発する恐れのある行為届出書」を提出して下さい。この届出書は焼却行為を許可するものではなく、焼却によって火災のような煙や炎が発生することを事前に知らせるための届出書になります。内容によっては届出が認められないものもありますのでご理解下さい。

火災のない安全な町づくりに皆様のご協力をよろしくお願いします。

（厚沢部消防署）